

議案第208号

さいたま市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月29日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市都市公園条例の一部を改正する条例

第1条 さいたま市都市公園条例（平成13年さいたま市条例第244号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表第2（第6条、第7条関係）				別表第2（第6条、第7条関係）			
公園名	公園施設名	供用日	供用時間	公園名	公園施設名	供用日	供用時間
[略]				[略]			
沼影公園	<u>屋内プール</u>	1月4日から12月28日まで	午前9時から午後9時まで	沼影公園	屋外プール	6月から9月までの間で市長が定める期間	午前9時から午後6時まで
					屋内プール	1月4日から12月28日まで	午前9時から午後9時まで
					アイススケート場	1月1日から2月末日まで及び12月1日から同月31日まで	
[略]				[略]			
備考 [略]				備考 [略]			
別表第4（第19条、第30条関係）				別表第4（第19条、第30条関係）			
		利用料金				利用料金	

公園名	公園施設名	区分	午前	午後	全日	時間外利用（1時間につき）	摘要
			午前9時から午後零時まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで		
[略]							
沼影公園	公園施設	屋内プール	通常利用		一般	1回につき 440円	1 専用利用は、通常利用に支障のない場合に限る。 2 幼児の利用については、付添人がある場合に限る。
					児童・生徒	1回につき 220円	
		専用利用		一般	1コース 1時間につき 660円	6 6 0 円	
				児童・生徒	1コース 1時間につき 320円	3 2 0 円	

公園名	公園施設名	区分	午前	午後	全日	時間外利用（1時間につき）	摘要	
			午前9時から午後零時まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで			
[略]								
沼影公園	公園施設	屋外プール	通常利用		一般	1回につき 440円	1 専用利用（屋外プールについては、50mプール及び飛び込みプールに限る。）は、通常利用に支障のない場合に限る。 2 幼児の利用については、付添人がある場合に限る。	
					児童・生徒	1回につき 220円		
			専用利用		一般	1時間につき 2,420円		1 5 , 4 2 0 円
					児童・生徒	1時間につき 1,200円		7 , 7 0 0 円
		屋内プール		通常利用		一般		1回につき 440円
						児童・生徒		1回につき 220円
		専用利用		一般	1コース 1時間につき 660円	6 6 0 円		
				児童	1コース 1時間につき	3 2		

						・	つき 3	0	専用利用は、通常利用に支障のない場合に限る。					
						生徒	20円	円						
						アイススケート場	通常利用	一般		1回につき 660円		児童・生徒	1回につき 320円	
						専用利用	一般	1時間につき 5,500円		3 5 ,	5 2 0 0	円		
						児童・生徒	1時間につき 2,740円	1 2 , 7 0 0	2 7 4 0	円				
附属設備	会議室	1時間につき	1	3	0		円							
	放送・電気設備	1時間につき	2	2	0		円							
	照明設備	1時間につき	4	4	0		円							
	コインロッカー	1回につき	50円											
	[略]													
	備考 [略]													
附属設備	会議室	1時間につき	1	3	0		円							
	放送・電気設備	1時間につき	2	2	0		円							
	照明設備	1時間につき	4	4	0		円							
	コインロッカー	1回につき	50円											
	[略]													
	備考 [略]													

第2条 さいたま市都市公園条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を

当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後							改正前								
別表第2（第6条、第7条関係）							別表第2（第6条、第7条関係）								
公園名	公園施設名	供用日	供用時間				公園名	公園施設名	供用日	供用時間					
[略]							[略]								
[略]							沼影公園	屋内プール	1月4日から12月28日まで	午前9時から午後9時まで					
[略]							[略]								
備考 [略]							備考 [略]								
別表第4（第19条、第30条関係）							別表第4（第19条、第30条関係）								
公園名	公園施設名	区分	利用料金				概要	公園名	公園施設名	区分	利用料金				概要
			午前	午後	全日	時間外利用（1時間につき）					午前	午後	全日	時間外利用（1時間につき）	
			午前9時から午後5時まで	午後1時から午後5時まで					午前9時から午後5時まで	午後1時から午後5時まで					
[略]							[略]								
							沼影公園	公園施設	屋内プール	通常利用	一般	1回につき 440円		1 専用利用は、通常利用に支障のない場合に限る。	
										児童・生徒	1回につき 220円				
										専用利用	一般	1コース 1時間につき 660円	6 6 0 円	2 幼児の利用については、付添人がある場合に限る。	
										児童・生徒	1コース 1時間につき 320円	3 2 0 円			

			徒		
	附属設備	会議室	1時間につき 30円	1 3 0 円	
		放送・電気設備	1時間につき 20円	2 2 0 円	
		照明設備	1時間につき 40円	4 4 0 円	
		コインロッカー	1回につき 50円		
[略]					
備考 [略]					

附 則

この条例中第1条の規定は令和6年4月1日から、第2条の規定は令和7年7月1日から施行する。